

農家民泊を始めてみよう

農家民泊開業の手引き

～許可取得編～



旭 川 市

平成27年7月



目 次

1 農家民泊を始めてみましょう

農家民泊とは	3
対象とする農家民泊	3
どんな農家民泊をやりたいですか（経営形態を決める）	4

2 農家民泊開業の関係法令と規制緩和内容

申請・許可手続きの流れ（参考）	6
-----------------	---

3 旅館業許可について

必要な要件	7
必要書類一覧	7
必要要件確認チャート（旅館業法・都市計画法関連）	8
旅館業許可取得までの流れ	9

4 飲食店営業許可について

必要な要件	10
飲食店営業許可取得までの流れ	10

5 関係様式と記載方法

グリーン・ツーリズム施設認定関係	11
都市計画法上の許可関係	14
旅館業許可関係	16
水質汚濁防止法届出関係	21
飲食店営業許可関係	30

6 参考資料

関係法令（抜粋）	33
市街化調整区域一覧	37
関係部署一覧	37

1 農家民泊を始めてみましょう

農家民泊とは

農業者が、主に自宅を利用して、農作業体験などをしたい人に宿泊を提供するものです。

農家民泊は、中学・高校生の修学旅行で大変需要があるほか、田舎でのんびりしたい、田舎の人の素朴さや温かさに触れたい、自然や農業に親しみたいという都市の人々に人気が高まっています。

(農家民泊で実際に修学旅行生を受け入れた方の声)

- ・若い子とのふれあいが楽しかった。
- ・悩みを聞くこともでき、私も子ども達からエネルギーをもらった。
- ・何にでも感動してくれる素直さにこちらが感動。
- ・農作業の事を知っていただき、大変さと作る喜びを知っていただいた。
- ・子どもたちに野菜を食べさせたくて色々なものを作りたくなる、自分たちも楽しんで作業ができる。
- ・農作業の手助けをしてもらい、大いに助かった。



対象とする農家民泊

ここで許可取得方法を説明する農家民泊は、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する「農林漁業体験民宿業」のうち、自宅の空き部屋を利用して新築や増改築を伴わずに開業するものです。（新築・増改築する場合は別の手続きが必要になりますので、ご相談ください。）

農家民泊を開業するには、旅館業許可（簡易宿所営業）が必要ですが、同時に都市計画法の許可や建築基準法及び消防法の手続きが必要な場合があります。また、旅館の宿泊者に対して飲食物を提供するには飲食店営業許可も必要となります。

農家民泊は、各種法令の規制緩和が実施されており、許可や手続きが受けやすくなっています。規制緩和が適用されるためには、いくつかの条件を満たす必要がありますので、注意が必要です。（関係法令と規制緩和内容については、P5参照）

対象となる農家民泊	関係する法令など
・新築や増改築を行わず、自宅を利用して開業するものであること	建築基準法、都市計画法ほか
・市街化調整区域の場合、農業振興地域内であること	グリーン・ツーリズム認定
・農林漁業者又はその組織する団体が行うこと	旅館業法、グリーン・ツーリズム認定
・宿泊者に対して農林漁業体験を提供すること	旅館業法
・押入などを含む客室面積が33㎡未満であること	建築基準法
・全ての農家民泊	消防法

どんな農家民泊をやりたいですか（経営形態を決める）

農家民泊と一口に言っても形態は様々です。始める前にどのような民泊をしたいのかイメージし、家族で話し合っておくことが大切です。

農家民泊を開業する目的を確認しましょう

目的によって、受入頻度や提供する体験内容などが異なってきます。なぜ農家民泊をやりたいのか、目的を家族で確認しておくといいでしょう。

宿泊する部屋はどこにしますか

自宅の空き部屋を利用、自宅に隣接する別棟・空き家を利用など、部屋によって宿泊者との関わりも異なってきます。

部屋の広さによって規制がかかる場合がありますので注意が必要です。

どのような人を泊めますか

修学旅行生のみ、一般旅行客も受入など対象を決めましょう。

どのくらいの頻度で宿泊させますか

通年営業の場合は定休日の設定、季節で営業、週末のみ営業などを決めておきましょう。

あまり無理をせず、農作業や日常生活に支障の無い範囲での受入が理想です。

積極的に受入したい場合は、PR手法も重要です。

食事は提供しますか

修学旅行生のみ受入や体験重視の場合は、食事は共同調理・自炊で対応できます。

一般客も受け入れる場合、食事を提供できた方が良いでしょう（飲食店営業許可が必要）。

安全で新鮮な農畜産物を生かした農家ならではの食事は喜ばれます。

どんな体験を提供しますか

修学旅行生の場合、特別に用意されたものでなく、日常の農作業を体験してもらった方が理解が深まります。

農作業や加工体験のみでなく、地域の昔話や農業についての話、農地にいる生き物や地元の人と触れあうことも体験になります。

雨天時・冬季の体験も考えておきましょう。

料金を決めましょう

個人旅行客を受入する場合は、宿泊料・食事代（材料費）・体験料などを決めておきましょう。

修学旅行受入の場合、1人1泊7,500円程度が目安です。



2 農家民泊開業の関係法令と規制緩和内容

農家民泊は、宿泊を提供して対価を得る業であるため、始めるには旅館業法上の許可が必要になります。また、宿泊者に対して食事を提供する場合は、食品衛生法上の許可が必要です。

また、下水道に接続していない方は水質汚濁防止法に基づく届出が、市街化調整区域の方は、グリーン・ツーリズム認定及び都市計画法上の許可手続きが必要になります。さらに、宿泊者に対して飲食物を提供するには飲食店営業許可が必要です。（許可が無い場合は、共同調理で対応。）

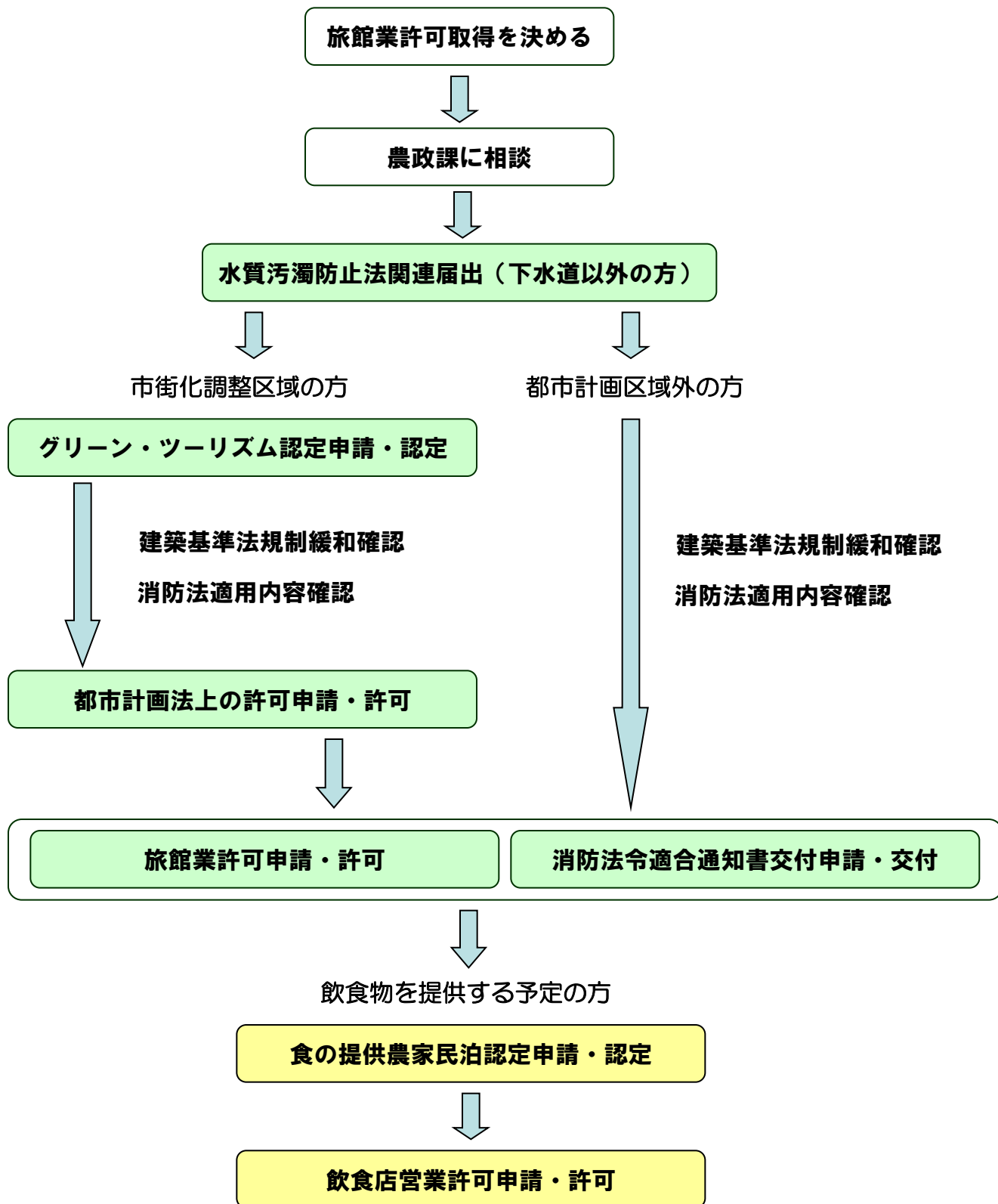
農林業者が営む農林業体験民宿業である「農家民泊」においては、これらの許可を取得する際に構造要件などの規制緩和が行われており、条件を満たせば自宅の一室を利用して開業することが可能となりました。

関係法	農家民泊に関する内容	農家民泊の主な規制緩和内容
旅館業法	旅館業営業許可(簡易宿所営業)に関する事 ※人を泊めて料金を受けるには、旅館業許可が必要です	・客室延床面積下限(33㎡以上)の要件が緩和され、少ない面積でも許可が可能 ・トイレの数の規制(3個以上)が緩和され、必要個数のトイレがあれば許可が可能
食品衛生法	飲食店営業許可に関する事 ※飲食物を提供するには飲食店営業許可が必要です	・2槽シンクが必要、手洗い場の要件など構造施設基準の一部を緩和し、1槽シンクでも許可が可能
都市計画法	市街化調整区域において住宅の一部を旅館に用途変更すること(旅館とする床面積10㎡以内のものを除く) ※市街化調整区域で10㎡以上の場合、許可申請が必要です	・グリーン・ツーリズム施設計画認定により用途変更に関する許可が可能
建築基準法	建物の用途に応じた基準に関する事 ※建築基準法上の旅館は、住宅と基準が異なりますので、基準に合った改装が必要になる場合があります	・客室面積が33㎡未満で避難上支障が無いと認められれば、建築基準法上の「旅館」に該当せず、住宅として見るため、手続き不要
消防法	旅館における消防の規定に関する事 ※消防法上の旅館の基準が適用になるため、防火管理者の選任・消防用設備等の設置などが必要になる場合があります	・延べ面積が300㎡未満であれば、一般的なものよりも技術基準が緩和された特定小規模施設用の自動火災報知設備を設置することが可能 ・避難が容易であると判断された場合、誘導灯などの設置義務の適用除外
水質汚濁防止法	旅館から道路側溝や河川等の公共用水域へ排水する場合、または排水を地下浸透させる場合の届出に関する事 ※旅館から下水道を利用する以外の排水については、届出が必要です	
道路運送法	宿泊客の送迎に関する事 ※本来、送迎サービスを行うには道路運送法上の許可が必要です	・宿泊者を対象にした送迎輸送は原則として許可対象外
旅行業法	運送・宿泊サービス、農業体験などの斡旋に関する事 ※本来、宿泊・体験サービスを斡旋販売するには、旅行業法上の許可が必要です	・自ら提供する運送・宿泊・体験サービスを販売することは、旅行業法に該当しない

※それぞれの許可には、上記以外の構造要件や規制があります。詳細は、必ず手続き前にお問い合わせください。

申請・許可手続きの流れ（参考）

各申請は、農政課が窓口になって進めます。下は、参考までにどのような申請・許可の流れになっているかを示したものです。それぞれの許可申請にあたっての手続きの流れはP9～10をご覧ください。



3 旅館業許可について

農家民泊で食事を提供するには、旅館業法に基づく許可が必要です。

農家民泊（農林漁業体験民宿業）として、旅館業許可を受けている場合にかぎり、構造要件に係る規制が緩和されます。

必要な要件

- 農業者が経営し、農村滞在型余暇活動に必要な役務を提供すること
- 各法律で定める基準に合致していること

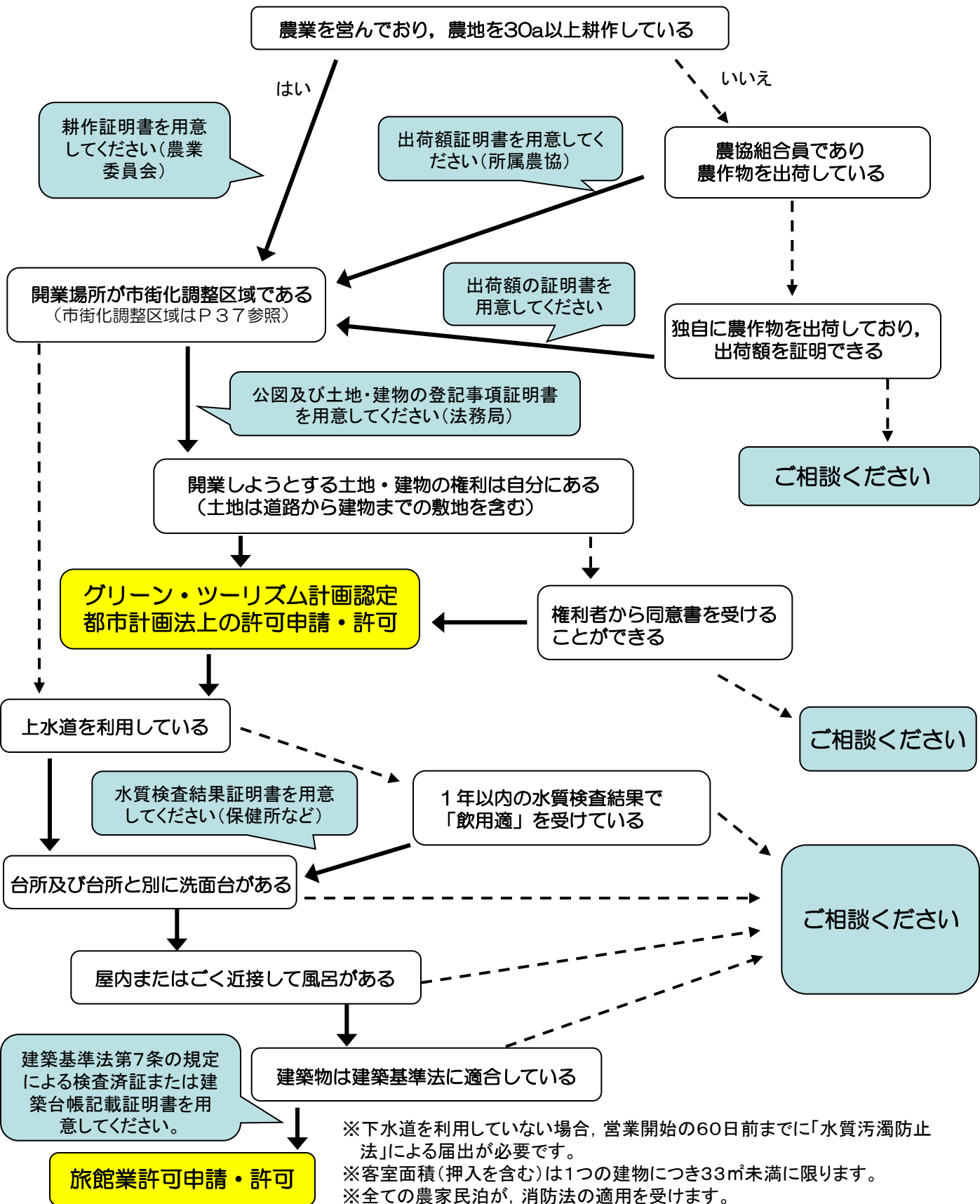
必要書類一覧

◎：全員の提出が必要なもの

○：市街化調整区域の方は必ず必要なもの

	書類名	関係する許可・届出	備考	
様式あり	◎ 旅館業営業許可申請書	旅館業営業許可	申請手数料 19,100円	
	◎ 構造概要書			
	◎ 農業体験民宿の役務提供書			
	◎ 消防法令適合通知書交付申請書			
	○ 都市計画法上の許可申請書	都市計画法上の許可	申請手数料 6,900円	
	○ 理由書			
	○ 農作業体験施設等整備計画認定申請書	グリーン・ツーリズム認定		
	○ 農作業体験施設等整備計画書			
		特定施設設置届出書	水質汚濁防止法関連	下水道を利用していない場合
自分で用意する書類	◎ 耕作証明書	旅館業営業許可 グリーン・ツーリズム認定	農業委員会(手数料300円)	
	○ 建築基準法第7条の規定による検査済証		手元に無い場合は、建築台帳記載証明書を添付(建築指導課にて350円)	
	○ 公図(地番図)又は地籍測量図	都市計画法上の許可	法務局(500円)	
	○ 登記事項証明書(土地)		法務局(1地番につき700円)	
	○ 登記事項証明書(建物)		法務局(1地番につき700円)	
		水質検査結果証明書	旅館業営業許可	上水道を利用していない場合
		同意書	都市計画法上の許可	土地・建物の所有者と認定申請者が異なる場合のみ(印鑑登録証明書は市役所窓口他で350円)
		印鑑登録証明書		
自分で用意する図面	◎ 建築物の配置図	旅館業営業許可 グリーン・ツーリズム認定 都市計画法上の許可		
	◎ 建築物の立面図			
	◎ 建築物の各階平面図			
	◎ 周辺見取り図(位置図)			
		排水施設現況図	水質汚濁防止法関連	下水道を利用していない場合

必要要件確認チャート（旅館業法・都市計画法関連）



旅館業許可取得手続き方法

市役所農政課に相談 必要書類及び申請様式の書き方などについて説明を受けます。

必要書類の準備及び各申請様式に記入

市街化調整区域の方

(市街化調整区域一覧はP37参照)

都市計画区域外の方

必要書類を用意します

次の書類が無い場合は、関係機関に出向いて用意してください。

- 【旭川地方務局】(宮前通東4155-31)
 - ・土地・建物の登記事項証明書 1筆 700円
 - ・公図または地籍測量図どちらか 500円
- 【旭川市農業委員会】(4条通9丁目朝日生命ビル5階)
 - ・耕作証明書 発行手数料300円
- 【旭川市保健所】(7条通10丁目)
 - ・水質検査結果証明書 検査手数料5,770円
※水道水以外を利用している場合に必要です。
- 【旭川市建築指導課】(6条通10丁目市役所第3庁舎)
 - ・建築台帳記載証明書 発行手数料350円
※建物の検査済証が無い場合に必要です。
- 【その他】
 - ・農家民泊を行う建物の位置図・配置図・立面図・平面図
 - ・土地・建物に本人以外の権利がある場合、同意書・印鑑証明書

申請書等様式に記入します

- ・農業体験施設等整備計画認定申請書・計画書
- ・都市計画法上の許可申請書・理由書
- ・農業体験民泊の役務提供書
- ・旅館業営業許可申請書・構造概要書
- ・特定施設設置届出書・現況図(下水道以外の方)
- ・消防法令適合通知書交付申請書

必要書類を用意します

次の書類が無い場合は、関係機関に出向いて用意してください。

- 【旭川市農業委員会】(4条通9丁目朝日生命ビル5階)
 - ・耕作証明書 発行手数料300円
- 【旭川市保健所】(7条通10丁目)
 - ・水質検査結果証明書 検査手数料5,770円
※水道水以外を利用している場合に必要です。
- 【その他】
 - ・農家民泊を行う建物の位置図・配置図・立面図・平面図
 - ・土地・建物に本人以外の権利がある場合、同意書・印鑑証明書
(市役所・支所窓口350円)

申請書等様式に記入します

- ・農業体験民泊の役務提供書
- ・旅館業営業許可申請書・構造概要書
- ・特定施設設置届出書・現況図(下水道以外の方)
- ・消防法令適合通知書交付申請書

農政課に持参し、各関連部署の確認を受けた上で申請

- ① 特定施設設置届出(環境対策課)
- ② グリーン・ツーリズム施設計画認定申請(農政課)
→施設計画認定
- ③ 都市計画法上の許可申請(都市計画課)
申請手数料: 6,900円(0.1ha未満)
- ④ 旅館業許可申請(保健所衛生検査課)
申請手数料: 19,100円
- ⑤ 消防法令適合通知書交付申請(予防指導課)

- ① 旅館業許可申請(衛生検査課)
申請手数料: 19,100円
- ② 消防法令適合通知書交付申請
(予防指導課)

旅館業許可・消防法適用

特定施設設置許可・計画認定・都市計画法上の許可・旅館業許可・消防法適用

営業を開始したら、次の書類を提出してください。

- ・業務開始報告書提出(農政課へ)

4 飲食店営業許可について

農家民泊で食事を提供するには、食品衛生法に基づく飲食店営業許可が必要です。

農家民泊（農林漁業体験民宿業）として旅館業許可を受け、「食の提供農家民泊」に認定されている場合にかぎり、構造要件に係る規制が緩和されます。

なお、飲食店営業許可を受けるには、食品衛生責任者の設置が必要です。食品衛生責任者の資格を持たない場合は、年に数回開催される講習会を受講し、資格を取得する必要があります。

規制緩和に必要な要件

- ・ 農家民泊（農林漁業体験民宿業）として許可を受けていること
- ・ 利用者の安全確保に必要な保険に加入していること

農家民泊による飲食店営業許可取得までの流れ

旅館業許可を受ける（旅館業許可についてはP7～参照）

保険に加入している場合

保険に加入していない場合、必要な保険に加入
（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険）

食の提供農家民泊認定申請・認定（農政課）

必要書類：旅館業許可指令書の写し、食の提供農家民泊認定申請書、保険加入を証明する書類

食品衛生責任者の資格がある場合

食品衛生責任者の資格が無い場合

食品衛生責任者養成講習会の受講・資格取得

年6回程度開催，受講料：6,000円

必要書類の準備・各申請様式に記入

申請時に必要な書類

- ・ 営業用建築物の平面図
- ・ 設備器具の調書及びその配置図
- ・ 食品衛生責任者の設置届
- ・ 食品衛生責任者の有資格者は、その資格を証明するもの又は責任者設置誓約書
- ・ 申請者が法人の場合、登記事項証明書
- ・ 井水又は水道水でも受水槽（10t以下）を使用している施設の場合、1年以内の水質検査成績書

飲食店営業許可申請（保健所衛生検査課）

申請手数料：17,600円

飲食店営業許可

許可取得後に必要な手続き・研修

- ・ 食品衛生責任者実務講習会受講（更新までの間1回，受講料3,300円）
- ・ 許可の更新（5年に1度，更新手数料13,700円）
- ・ 水質検査（井水利用の場合，毎年）

5 関係様式と記載方法

グリーン・ツーリズム施設認定関係（市街化調整区域の方のみ）

農作業体験施設等整備計画に関する認定申請書

別記様式第1号

農作業体験施設等整備（変更）計画に関する認定申請書

申請日を記入します。
相談段階では記入しないでください。

年 月 日

（あて先） 旭 川 市 長

住所・氏名を記入し、押印
してください。

設置者
（住所）
（氏名）

印

別添の農作業体験施設等の整備に関する計画について、農山漁村滞在型余暇活動の基盤整備の促進に関する法律第5条第1項の規程による旭川市計画（農村滞在型余暇活動機能整備計画（旭川市地区））に適合している旨認定願います。

※ 添付資料

- ・農作業体験施設等整備（変更）計画書
- ・農業者であることを確認できる書類

農作業体験施設等整備計画書

別記様式第2号

農作業体験施設等整備（変更）計画書

申請日を記入します。
相談段階では記入しないでください。

~~平成20年~~ 月 日

申請する方の名前を記入し、押印してください

(氏名)

印

営業する場所（自宅）の住所と所有者を記入してください。

1. 農作業体験施設等の位置

所在地	現況地目	所有者
旭川市	宅地	

2. 農作業体験施設等の整備を行う者に関する事項

氏名	
住所	旭川市
業務内容	農業（別紙耕作証明書参照）

1と同じ住所・氏名を記入

3. 農作業体験施設等の概要及び規模

施設名をつける場合はその名称を記入してください。

施設名	
設置目的	近年、食や環境に対する意識の高まり等により、農作業体験を希望する都市住民が増えている。従来農作業体験受入は日帰りで行われてきたが、農家に滞在し、寝食を共にしながら農業に触れてもらうことで、より深く農家や農業に対する理解を得ることができると考えられる。また、都市住民の中でも農家への宿泊等を通じた農的生活を体験し、農業者とのふれあいを更に深めたいというニーズが増えてきていることから、こうしたニーズに対応し、農業への理解を促すために、自宅を利用した農家民泊を開業する。
内容（機能）	自宅の空き部屋を利用し、年に数回農業体験者に宿泊してもらい、農業体験などを行う。
規模	造 階建て 延べ床面積： m ² うち客室部分面積： m ² 宿泊可能人数： 名
事業費	

設置目的・内容は例ですので、実態に即して、ご自分の言葉で書いて頂いても結構です。

農家民泊予定内容に即して記入をお願いします。

基本的に設備改修等を行わないので、「特になし」と記入してください。やむなく費用が発生する場合は事前に協議してください。

4. 農作業体験施設等の運営に関する事項

氏名を記入してください。

運営主体名																															
営業期間	通年（ただし、管理運営者の都合により受入出来ない場合もある）																														
利用計画	① 宿泊・体験料	概ね1人1泊 ○ 円程度とする。																													
	② 食事	自宅台所を利用した協同調理または自炊とする。																													
	③ 年間利用者数	概ね ○ 組程度とし、農作業に支障の無い範囲での受入とする。																													
収支計画	① 年間収入見込	○ 円 ×	○ 人 ×	○ 組 ×	泊 = ○ 円																										
	② 年間支出見込	<table border="1"> <tr> <td>食事材料費</td> <td>@</td> <td>○ 円 ×</td> <td>○ 人 ×</td> <td>○ 食 ×</td> <td>○ 日 =</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td>農作業体験経費</td> <td>@</td> <td>○ 円 ×</td> <td>○ 人 ×</td> <td>○ 日 =</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ 円</td> </tr> </table>				食事材料費	@	○ 円 ×	○ 人 ×	○ 食 ×	○ 日 =	○ 円	農作業体験経費	@	○ 円 ×	○ 人 ×	○ 日 =	○ 円	光熱水費						○ 円	合計					
食事材料費	@	○ 円 ×	○ 人 ×	○ 食 ×	○ 日 =	○ 円																									
農作業体験経費	@	○ 円 ×	○ 人 ×	○ 日 =	○ 円																										
光熱水費						○ 円																									
合計						○ 円																									

宿泊体験料・利用者数の目安を記入してください。

おおまかな支出見込を記入してください。

相談段階では記入しないでください。

5. 農作業体験施設等の整備の実施時期

平成21年 月 日（旅館業許可取得予定日）

6. 農作業体験施設等の業務の開始予定日

平成21年 月 日

7. 資金計画

全額自己資金

8. 添付資料

- (1) 計画施設等の位置図
- (2) 計画施設等の平面図
- (3) 計画施設等の配置図
- (4) 耕作証明書

都市計画法上の許可関係（市街化調整区域の方のみ）

都市計画法上の許可関係申請書

様式第47号

（省令別記様式第9（第34条関係））

建築物の新築，改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法43条第1項の規定により、**建築物**の**新築**、**改築**の**用途の変更**又は**第一種特定工作物**の**新設**の許可を申請します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）旭川市長

許可申請者 住所 旭川市〇〇町〇〇番地〇〇
氏名 〇〇 〇〇 **印**

印
誤字脱字等があった場合の訂正が必要です

地番ではありませんので注意してください

住所ではありませんので注意してください

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	旭川市〇〇町〇〇番〇〇 宅地 〇〇〇 m ²
2 建築しようとする建築物、用途変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	住宅一部農業体験民宿
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	住宅
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	令第36条第1項第3号ホ 旭川市開発審査会審査基準2第7号
5 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 一 号
※ 許可に付した条件	
※ 許可番号	年 月 日 第 一 号

登記簿謄本の地目を記入して下さい。複数ある場合はすべて記入して下さい。

備考1 ※印のある欄は記載しないでください。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物に新設をすることについて他の法令による許可，認可を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。

理由書

平成 年 月 日

近年、食や環境に対する意識の高まり等により、農作業体験を希望する都市住民が増えています。従来、農作業体験受入は日帰りで行われてきたが、農家に滞在し、寝食を共にしながら農業に触れてもらうことで、より深く農家や農業に対する理解を得ることができると考えています。

また、都市住民の中でも農家への宿泊等を通じた農業適生活を体験し、農業者ニーズに対応し、農業への理解を促すために自宅を利用した農家民泊をしたく申請します。

理由書の文は例ですので、これを参考に、
ご自分の考えを記載してください。

住所 旭川市〇〇町〇〇番地〇〇

氏名 〇〇 〇〇

印

農山漁村滞在型余暇活動の役務提供書

申請日を記入します。
相談段階では記入しないでください。

平成 年 月 日

旭川市保健所長様

申請される方の氏名を
記入のうえ、押印してく
ださい。

申請者
氏名

印

私は、農山漁村滞在型余暇活動の基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業として、次の役務を提供することを申し立てます。

記

1 農村滞在型余暇活動

提供予定の役務に○をつけて
ください（複数可）。

- ア 農作業の体験の指導
- イ 農産物の加工又は調理の体験の指導
- ウ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- エ 農用地その他の農業資源の案内
- オ 農作業体験施設等を利用させる役務
- カ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

2 山村滞在型余暇活動

- ア 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- イ 林産物の加工又は調理の体験の指導
- ウ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- エ 森林の案内
- オ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- カ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

（提供する役務の内容に○を付すこと。）

旅館業営業許可申請書

様式第1号（第7条関係）

旅館業営業許可申請書

申請日を記入します。
相談段階では記入しないでください。

~~年 月 日~~

旭川市保健所長 様

申請する方の住
所・氏名を記入

住 所
申請者
氏 名 印
(年 月 日生)

旅館業法第3条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 施設の名称

名称を記入。〇〇農園、〇〇荘、ファーム〇〇など。

2 施設の所在地

旭川市〇〇〇〇

開業場所（自宅）
の住所を記入

3 営業の種別

簡易宿所営業

4 施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨

旅館業法施行規則第5条第1項第4号に該当

5 施設の構造設備の概要

別紙構造概要書のとおり

6 旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

個人の場合、旅館業法に違反したことの無い場合は、「該当なし」と記入

構造概要書

1. 営業建物の構造

構 造	基 礎	外 壁	屋 根
造			

基礎の材質を記入。
コンクリート など

外壁の材質を記入。
モルタル・塗り壁、タイル、レンガ、セラミック外壁 など

家屋の構造を記入。
木造モルタル造、コンクリート造 など

屋根の材質を記入。
トタン、化粧スレート など

2. 建物面積

地下 階	地下 階	1階	2～ 階	階	階	合 計
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

各階の面積を記入してください。

3. 客室及び定員

	面 積	客 室 数	定 員
洋室	m ²	室	名
	m ²	室	名
和室	m ²	畳	名
	m ²	畳	名
合計	m ²	室	名

客室とする部屋の面積と客室数、定員を記入してください。
参考：6畳→約9.3m² 8畳→約12.4m²
(江戸間の場合)

4. 主要部分外の概要

調理室	有(. m ²)	食堂	有・無
浴室	有(. m ²)	温泉利用	有・無
便器の数	大() 小() 兼用()		

それぞれ、広さを記入してください。

有無いいずれかに○をつけてください。

洋式の場合は、兼用に便器数を記入してください。

5. 玄関帳場の構造

床面積	受付台の大きさ	幅 . m	長さ . m
受付窓口開口部の大きさ	縦 . m	横 . m	

記入不要

6. 客用寝具類

種 類	数 量	適 用
まくら	}	
枕カバー		
シーツ		
掛け布団		
敷き布団		
毛布		
保管場所	客室押入 ・ リネン室 ・ その他	

寝具の種類と数量を記入してください。
定員以上の数量が必要です。

寝具の保管場所、いずれかに○
をつけてください。

7. 使用水の状況

水道水() 地下水()

飲み水に使っている水に
よって、どちらかの()
内に○を記入します。

8. 排水

排水の状況に応じて、いずれかを○で囲みます。

下水道 浄化槽 側溝 その他

くみ取りの場合は、ここに○をします。

消防法令適合通知書交付申請書

別記様式第1

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

(消防長又は消防署長) 殿

申請する方の住所・氏名を記入後押印
法人の場合は代表者の職氏名を記入後、
代表者印の押印

申請者
住所
氏名
印

下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名称（旅館又はホテルの名称）
- 2 所在地（旅館又はホテルの所在地）
- 3 申請理由区分
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可
 - イ 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出
 - ウ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録
 - エ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条規定による営業許可
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条規定による構造又は設備の変更等の承認、届出

※受付欄

※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

水質汚濁防止法届出関係（下水道に接続していない方のみ）

特定施設設置届出書

様式第1（第3条関係）

特定施設設置（使用、変更）届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

旭川

届出者の名前を記入し、押印してください。

届出者

印

水質汚濁防止法第5条第1項又は第2項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設について、次のとおり届け

〇〇宅、または民宿名を記入してください。

工場又は事業場の名称				
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の欄	66の2イ、ロ、ハ	※	住所を記入してください。
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の欄	記入不要		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

記入不要

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第1に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には記載しないこと。
 - 4 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 7 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	記入不要		
特定施設番号及び名称	66の2-イ 厨房	66の2-ロ 洗濯施設	66の2-ハ 入浴施設
型式	記入不要		
構造	ステンレス製・プラスチック製・ タイル製など記入		
主要寸法	記入不要	浴槽の大きさを記入 (できれば内寸)	縦横高さ cm cm cm
能力	使用人数 人/日	使用人数 人/日	使用人数 人/日
配置	別紙配置	およその1日の使用人数を記入 (宿泊者を含めた人数)	配置図参照
設置年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
工事着手予定年月日	上に同じ	旅館業許可予定日を記入	上に同じ
工事完成予定年月日	上に同じ	上に同じ	上に同じ
使用開始予定年月日	上に同じ	上に同じ	上に同じ
その他参考となるべき事項	なし	なし	なし

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 2

特定施設の使用方法

工場又は事業場 に おける施設番号 特定施設番号 及び名称	記入不要						
設置場所	別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり		
操業の系統	別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり		
使用時間間隔	通年		通年		通年		
1日当たりの 使用時間	4時間		2時間		4時間		
使用の 季節的変動	特になし		特になし		特になし		
原材料（消耗資 材を含む。）の 種類、使用方法 及び1日あたり の使用量	記入不要						
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常	最大	通常	最大	通常	最大
その他参考 なるべき事項							

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場に排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 3

汚水等の処理の方法（合併浄化槽の場合）

工場又は事業場における施設番号	66の2イ、ロ、ハ				
処理施設の設置場所	別紙のとおり				
設置年月日	記入不要		日	年 月 日	
工事着手予定年月日	上に同じ				
工事完成予定年月日	上に同じ				
使用開始予定年月日	上に同じ				
種類及び形式	合併浄化槽				
構造	FRP				
主要寸法	記入不要				
能力	○ 人槽				
処理の方式	生物処理				
処理の系統	別紙のとおり				
集水及び導水の方法	自然集水				
使用時間間隔	通年				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節変動	なし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	塩素量 ○ g/日				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	BOD	200	20 mg		
	量 (m ³ /日)	○			
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法					
排出水の排出方法					
○ 放流					
その他参考となるべき事項					
なし					

浄化槽の説明書にある能力を記入してください。

分かる範囲で塩素投入量を記入してください。

水の使用量を水道使用量伝票等から割り出して記入してください。
(処理前と処理後は同量になります)

側溝、農業用排水路等、排出水の排出先を記入してください。

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場において定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙3

汚水等の処理の方法（くみ取りの場合）

工場又は事業場における施設番号	66の2イ、ロ、ハ								
処理施設の設置場所	別紙のとおり								
設置年月日	記入不要								
工事着手予定年月日	上に同じ								
工事完成予定年月日	上に同じ								
使用開始予定年月日	上に同じ								
種類及び形式	汚水ます								
構造	コンクリート製								
主要寸法	記入不要								
能力	記入不要								
処理の方式	自然沈降								
処理の系統	別紙のとおり								
集水及び導水の方法	自然集水								
使用時間間隔	通年								
1日当たりの使用時間	24時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	なし								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常 処理前	通常 処理後	最大 処理前	最大 処理後	通常 処理前	通常 処理後	最大 処理前	最大 処理後
	量 (m ³ /日)	記入不要							
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥、業者委託								
排出水の排出方法	道路側溝に放流								
その他参考となるべき事項	なし								

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

水の使用量を水道使用量伝票等から割り出して記入してください。

別紙4

排水水の汚染状態及び量 (合併浄化槽の場合)

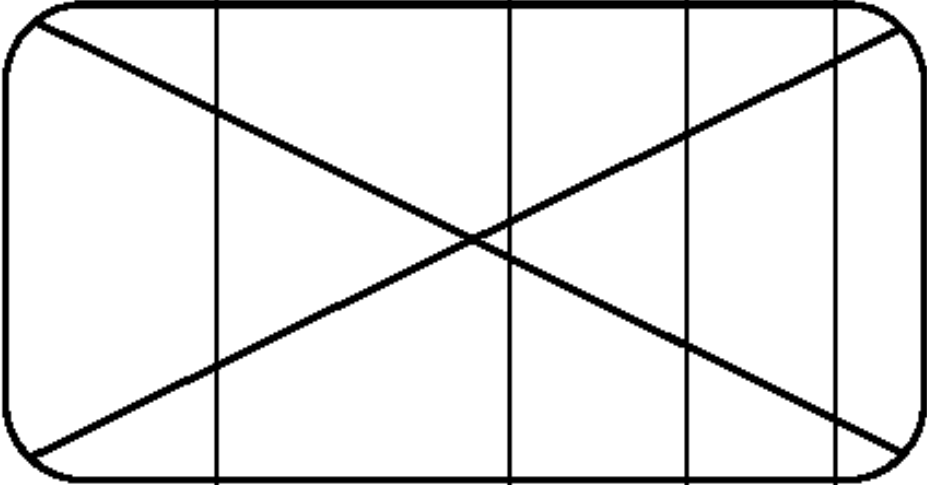
工場又は事業場における施設番号		総合排水口			
種類・項目		通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	pH	pH 5.8~8.6			
	BOD	BOD 除去率 90%以上 放流 BOD 濃度 20 mg/l以下			
	SS	SS 150 mg/l以下			
排水水の量 (m ³ /日)		通常			大
その他参考となるべき事項		浄化槽			

別紙3に記入した排水水の量と同じ数字を記入してください。

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙4

排水水の汚染状態及び量（くみ取りの場合）

工場又は事業場における施設番号	総合排水口			
	種類・項目	通常	最大	通常
排水水の汚染状態				
出水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	別紙3に記入した排水水の量と同じ数字を記入してください。			
その他参考となるべき事項	沈殿槽			

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙6

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統	別 紙		
	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)
用 途 別 用水使用量	厨房	水道水・地下水	}
	洗濯施設	水道水・地下水	
	入浴施設	水道水・地下水	
	その他	水道水・地下水	
	合 計		

実態にあわせて、いずれかに○をつけてください。

それぞれのおよその使用量を記入してください。

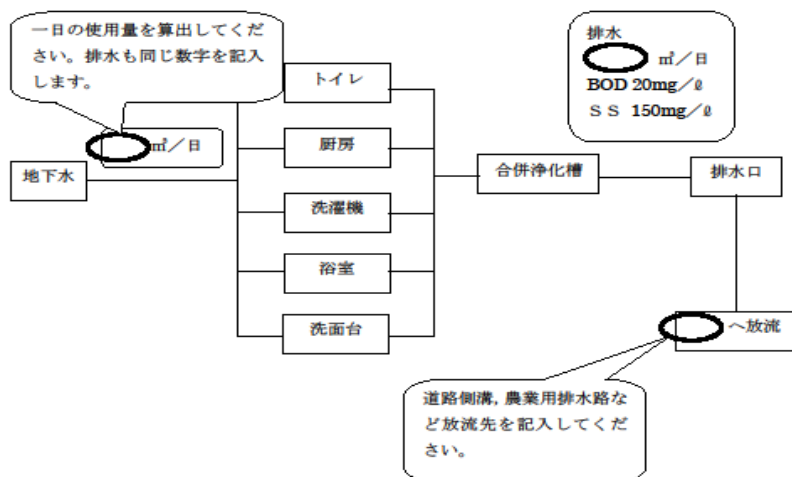
合計は、別紙3の排出水量と同じになります。

※届出の記載事項に変更等がある場合は、変更届出書等の提出が必要となります。その際は、担当課（環境対策課環境対策係）までお問い合わせください。

用水及び排水の系統図

(井水利用, 合併浄化槽の場合)

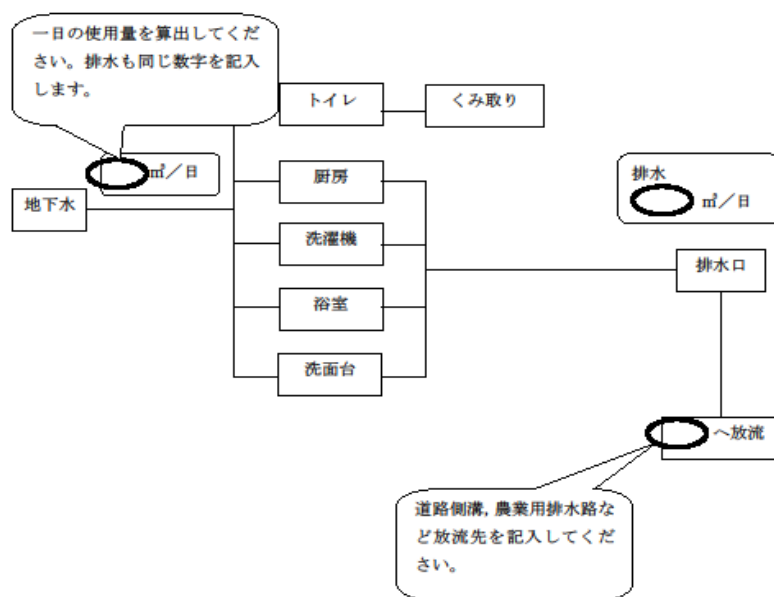
(住宅部分兼用)



用水及び排水の系統図

(井水利用, くみ取りの場合)

(住宅部分兼用)



飲食店営業許可関係（飲食店営業許可を取得する方のみ）

食の提供農家民泊認定申請書（飲食店許可取得する方のみ）

別記様式第1号

食の提供農家民泊認定申請書

申請日を記入します。
相談段階では記入しないでください。

年	月	日
---	---	---

（あて先）

旭川市長 西川 将人

申請する方の名前を記入し、押印してください。

申請者氏名

	印
--	---

農村滞在型余暇活動機能整備計画（旭川市地区）に適合した食の提供農家民泊である認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

施設名	〇〇農園
施設所在地	旭川市〇〇町〇〇〇

旅館業の許可指令書に記載されている施設名と所在地を記入してください。

（添付書類）

- ・旭川市保健所長から交付された旅館業経営許可指令書の写し
- ・利用者の安全確保に必要な保険に加入していることを証明する書類の写し

飲食店営業許可申請書

営業許可 (新規・更新) 申請書

申請日を記入します。
相談段階では記入しないでください。

(あて先) 旭川市

住所
申請者
氏名
(年 月 日生)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

食品衛生法第52条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地	旭川市	電話番号 ()
営業所の名称等 屋号又は商号	旅館業許可指令書に記載されている 所在地・名称等を記入してください。	
営業設備の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙のとおり (営業用建築物の平面図、設備器具の調査及び配置図) <input type="checkbox"/> 省略 (更新) 使用水の区分 <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> その他 ()	
許可番号及びその年月日	営業の種類	備 考
1 第 号 年 月 日	施設内所営業	農林漁業体験営業とする
2 第 号 年 月 日		
3 第 号 年 月 日		
4 第 号 年 月 日		
5 第 号 年 月 日		
申請前 の 欠陥事項	(1) 食品衛生法第54条第1項第2号(2)の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しなかつた。 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()	
	(2) 食品衛生法第54条第1項第3号(2)の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しなかつた。 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()	

使用している水を記入してください。

旅館業許可指令書に記載されている許可番号、許可日を記入してください。

文書取扱主任	F. No.	大	中	小	起 案 文 書	登録番号 旭南検 第 号	
		5	5	2		平成 年 月 日 起家	
公印	保存年限	1・5・10・永・()				平成 年 月 日 決裁	
	発送種別	普通・速達・奥留・()			平成 年 月 日 施行	保健所衛生検査課食品保健係	
主 管	所 長	次 長	課 長	補 佐	保 長	保	起案者 氏 名
件 名	食品衛生法の規定に基づき、 許可について						
上記のことについて次のように決定してよろしいゆゑ、 このことについて施設調査の結果、別紙のとおりであるので許可し、例文により許可証を交付する。							

記入不要です

様式第11号（第13条関係）

食品衛生責任者設置（変更）届

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）旭川市保健所長

住 所 旭川市〇〇〇

届出者

氏 名 〇〇 〇〇

法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

食品衛生責任者を設置（変更）したので、旭川市食品衛生法施行条例第10条第1項の

規定により、次のとおり届け出ます。

1 営業の種類

飲食店営業

2 施設の名称及び所在地

〇〇農園 旭川市〇〇町〇〇丁目

3 食品衛生責任者の氏名、住所及び生年月日

旭川太郎 旭川市〇〇町〇〇丁目 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

4 食品衛生責任者の要件

調理師 北海道〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日、養成 〇〇-〇〇〇 など記入

5 食品衛生責任者の設置（変更）年月日

記入不要です

6 変更にあつては、前任者の氏名

記入不要です

（注）旭川市食品衛生法施行細則第13条第1項各号のいずれかに該当することを証す

る書面を提示してください。

6 参考資料

関係法令（抜粋）

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

第2条

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業であって、農林漁業者又はその組織する団体が行うものをいう。

旅館業法

第2条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

第3条 旅館業を経営しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第9条の2を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を経営しようとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認める時、又はこの申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

第3条の4 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性にかんがみ、営業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、営業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

第4条 営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

第5条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
- 三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

第6条 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該管理の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第10条 左の各号の一に該当する者は、これを6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条第1項の規定に違反して同条同項の規定による許可を受けずに旅館業を経営した者。

第11条 左の各号の一に該当する者は、これを5千円以下の罰金に処する。

- 一 第5条又は第6条第1項の規定に違反した者
- 二 第7条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

都市計画法

第43条 何人も、市街化調整区域のうち都市計画法上の許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第1種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新築については、この限りでない、

建築基準法

第6条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令に定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

建築基準法施行令

第147条の3 法第93条第1項ただし書の政令で定める住宅は、一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものとする。

農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）

簡易宿泊所については、昭和39年9月19日住指発第168号において、建築基準法上旅館に含まれるものとして取り扱う旨通知しているところであるが、住宅の一部を農家民宿等として利用するもののうち、客室の床面積の合計が33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、上記通知にかかわらず、建築基準法上旅館に該当しないものとして取り扱われたい。

食品衛生法

第51条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第52条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合つたと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 二 第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

3 都道府県知事は、第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

消防法

第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

第17条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するよう、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

消防法施行令

※農家民泊＝令別表第1（5）項イ

第1条の2

3 法第8条第1項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第1に掲げる防火対象物（同表（16の3）項及び（18）項から（20）項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）のうち、次に掲げるもの

ロ 別表第1（1）項から（4）項まで、**（5）項イ**、（6）項イ、ハ及びニ、（9）項イ、（16）項イ並びに（16の2）項に掲げる防火対象物（同表（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、収容人員が**30人以上**のもの

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第23条第4項第7号へに規定する特定1階段等防火対象物以外のものをいう。

イ 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が300平方メートル未満のもの

(2) 令別表第1（5）項イ及び（6）項ロに掲げる防火対象物

民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について

第1 特例基準を適用できる防火対象物

従来、住宅の用に供されていた家屋であつて、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年6月29日法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁家体験民宿業その他宿泊の用途に供される小規模な防火対象物のうち、適切な防火管理が行われていると消防長又は消防署長が認めるものとする。

第2 特例基準を適用できる消防用設備等

- 1 「誘導灯」及び「誘導標識」
- 2 「消防機関へ通報する火災報知設備」

水質汚濁防止法

(特定施設の設置の届出)

第5条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 汚水等の処理の方法
- 七 排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
- 八 その他環境省令で定める事項

食品衛生法施行条例

第4条 法第52条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

第5条 市長は、法第52条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、許可証を交付するものとする。

2 法第52条第1項の許可を受けた者は、営業所ごとに、その見やすい場所に、前項の許可証を掲示しなければならない。

第6条 法第52条第1項の許可を受けた者は、第4条第1項の申請書に記載した事項のうち規則で定める事項の変更をしたときは、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、規則で定める図面を添付しなければならない。

第7条 法第52条第1項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該該当の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、併せて規則で定める書類を提出しなければならない。

一 営業の休止若しくは廃止又は休止した営業の再開をしたとき。

二 許可を受けた者が死亡し、又は失そのの宣告を受けたとき（法人にあっては、解散したとき。）。

2 前項第2号に該当することによる同項の届出は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者（法人にあっては、清算人）がしなければならない。

第8条 法第53条第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

第9条 法第53条第2項の規定による届出をした者は、前条の届出書に記載した事項のうち規則で定める事項の変更をしたときは、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

第10条 営業者は、別表第1の8又は別表第2の6に規定する食品衛生責任者を定め、若しくは自らが食品衛生責任者となったとき、又は当該食品衛生責任者を変更したときは、規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

市街化調整区域一覧（農業振興地域内のみ）

東旭川町	上兵村, 下兵村, 共栄, 旭正, 忠別, 日ノ出, 倉沼, 桜岡
神居町	忠和, 台場(一部), 春志内, 神居古潭, 富岡, 富沢, 雨紛, 神岡(一部), 御料(一部)
江丹別町	嵐山, 春日
永山町	2丁目～16丁目
東鷹栖	1線10～11号, 1線14～19号, 2線11号, 2線14号～19号, 3線10号～11号, 3線14号～20号, 4線11号～20号, 5線10号～20号, 6線10号～19号, 6線20号(一部), 7線10号～19号, 7線20号(一部), 8線13号～19号, 9線13号～16号, 9線17号(一部), 10線13号～15号, 10線16号～17号(一部), 11線13号～15号, 11線16号(一部), 東山(一部)
西神楽	1線4号～12号, 1線13号～14号(一部), 1線15号～22号, 2線6号～22号, 3線6号～21号, 3線22号(一部), 4線7号～22号, 5線18号～22号

※区域一覧は目安です。申請前には改めて確認が必要です。

各種関係部署連絡先

組織名	住所	電話番号	関係する業務
旭川市農政部農政課	旭川市4条通9丁目 朝日生命ビル4階	25-7417	農家民泊総合窓口 グリーン・ツーリズム認定
旭川市保健所衛生検査課生活衛生係	旭川市7条通10丁目 旭川市保健所棟1階	25-5324	旅館業営業許可
旭川市保健所衛生検査課食品保健係			飲食店営業許可
旭川市消防本部予防指導課	旭川市7条通10丁目 旭川市第2庁舎1階	25-1123	消防法関連相談 消防法令適合通知書の交付
旭川市都市建築部都市計画課	旭川市6条通10丁目 旭川市第3庁舎3階	25-8530	都市計画法上の許可
旭川市都市建築部建築指導課		25-8597	建築基準法関連相談
旭川市環境部環境指導課 水・大気環境係	旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎8階	25-6369	水質汚濁防止法届出
旭川市農業委員会事務局	旭川市4条通9丁目 朝日生命ビル5階	25-6729	耕作証明発行
旭川地方法務局	旭川市1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎	38-1111	登記事項証明書・公図発行

農家民泊開業の手引き

平成23年1月発行

平成25年2月改訂

平成27年7月改訂

旭川市農政課農政係

旭川市4条通9丁目朝日生命ビル4階
電話：25-7417 FAX：26-8624
nousei@city.asahikawa.hokkaido.jp

http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/nousei/gurituri/01_gurituri.html